

難されてきた方々が、少しでも早く地域になじみ、安心して生活できるよう、URと地域コミュニティの核である団地自治会が共同するなどにより「交流会」を開催した。

交流会は、高島平団地(東京都板橋区)など計10団地で実施された。多くの被災者の方が参加され、被災者の方同士、または団地にお住まいの方と親睦を深める中で、行田団地(千葉県

船橋市)では被災後に連絡が取れなくなっていた方同士が会場で偶然再会するといった感動的なシーンも見られた。



交流会の様子(行田団地)

被災者の立場になって住宅を選定する

UR渋谷営業センター(当時) 小山 美代子

震災当日、私はUR渋谷営業センターで7人のHA(ハウジングアドバイザー)と勤務していた。地震発生時、お客さまは2組、若い男性と中年の男性の方で、中年の男性は落ち着いていたが、若い男性は不安そうだったので、担当していたHAが机の下に誘導した。

交通機関は止まり、渋谷駅周辺は多くの帰宅困難者で埋め尽くされていた。HAの家族の安否が心配だったが、23時頃全員の無事が確認できた。夜中、電車で帰宅できたHAは5人、私と2人の

HAは事務所で不安な夜を明かした。

翌日からは被災者の方、親戚知人の方から電話での問い合わせが続き、間もなく事務要領による指示があり、入居に向けた業務が始まった。

ある時7~8人のお客さまが一度にいらしたので、何組かのお客さまかと思ったら、1組の親族とのこと。「3DK1戸でよい」と言うので、私が「近い所でいくつか契約されたら」と提案すると、「今はみんなで一緒に住みたいのです」とのこと。こちらでは想像できない恐怖と不安を経験さ

れたのだと改めて感じた。

団地を決めるに当たっては「どこでもよいです」と言う方が多かったが、首都圏は広く、親戚や友人の住まいなど、普段は聞かない立ち入ったことまで聞いて団地を選定した。

清瀬旭が丘団地を紹介したお客さまからは、「見に行っても良い所だと思った。あなたのおかげで住宅が決まった」との言葉をいただき、大変に困難なときでさえ、感謝の言葉をかけてくださる被災者の方に、頭の下がる思いだった。

第2章

復興支援の本格化



1. 復興計画策定支援要員の派遣

派遣の概要

岩手県への派遣

平成23年4月1日、岩手県知事が国土交通省に対し、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波被害に関する緊急要望」を提出。その要望の「具体的事項」の1番目に被災町村の震災復興計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による支援の強化とあった。

4～7日に松田審議役(当時)を筆頭とする全6人の現地調査団が岩手県庁で具体的な支援内容や派遣先、派遣期間・時期、派遣人員などについて、岩手県と協議した。既にこの時7つの市町村から派遣要請が県に上がっており、後にURが事務所を設置し支援することとなる。

11日に国土交通大臣からURに対し、被災市町村への職員派遣の正式な要請があり、13日に大船渡市と山田町に土木職と建築職の2人ずつの派遣が開始された。21日に野田村と宮古市、28日に釜石市、陸前高田市、大槌町についても派遣が行われた。

派遣職員の人選

平成23年4月の大船渡市、山田町の派遣開始後、徐々に対象自治体が増えていった。その際の派遣の判断は、理事長から指示を受けた審議役(当時)が行い、その指示を受けた全国まちづくり支援室(当時)が技術調査室(当時)の技術人事ライン(土木、建築)に職員の人選を要請、技術調査室は各部門と調整し、適任者の選考を行った。

復興計画の策定支援のために派遣要請されたが、被災自治体からの具体的なニーズが分からない中、また最終

宮城県への派遣

平成23年5月10～12日に小川理事長(当時)が実施した、被災地現地調査および地方自治体首長との会談において、宮城県知事も会談。その後17日に小山理事(当時)を筆頭とした現地調査団3人が宮城県に現地調査入りし、県の土木部長と会談。その際県から派遣に係る打診があった。

その後6月15日に宮城県知事が国土交通大臣に対し、被災市町村における復興計画策定のため、URからの専門家の派遣などの技術支援要請があり、同日付で国土交通大臣からURに対し、復興計画策定のためのUR職員の派遣について協力要請があった。28日に国土交通省住宅局からURに対し、派遣先として名取市など7市町村に平成23年度末までの派遣要請があった。

URはこの要請に応え、7月1日付で宮城県下の復興支援を行う組織「宮城震災復興支援事務所」を設置、同日付で名取市に、16日付で気仙沼市、南

的な派遣人数が分からない中での派遣であったため、派遣職員を選考するに当たっては、当初東北出身者や東北の大学を出ている者を中心に選定した。被災元の要望が「復興についての首長のアドバイス役となる者」という具体的な場合には、経験豊富な管理職経験者を充てることもあった。いち早くOB組織(建築系、土木系(部門別なので事務職も含む))からの提案があり、5月にOB組織の事務局が全会員に復興の現地派遣について意向調査を実施。土木系OBに関しては、「意思あり」

三陸町、女川町、山元町に土木職、建築職を2人ずつ、東松島市に土木職1人(後に建築職も)、岩沼市へは建築職1人(後に土木職も)を派遣した。その後12月1日付で亘理町に土木職、翌平成24年1月1日付で石巻市に建築職1人を派遣した。

福島県への派遣

平成23年10月13日福島県知事が国土交通大臣に対し、被災市町村における復興計画策定のため、URからの専門家の派遣などの技術支援要請があり、同日付で国土交通大臣からURに対し、復興計画策定のためのUR職員の派遣について協力要請があった。

URはこの要請に応え、11月1日付で宮城震災復興支援事務所を「宮城・福島震災復興支援事務所」と改称し、福島県下の震災復興支援を行う組織を設置。同日付で新地町に職員派遣を開始した。また、平成24年4月1日から福島県庁に復興公営住宅建設のため2人派遣した。

との回答があった者の連絡先などの情報を受け取り、本人と面談。派遣の意思、健康、家族状況などを確認した後、6月からの現地派遣へとつながった。

一方技術系6級以下職員に対しても、技術調査室を事務局、人事チームを窓口として意向調査を実施。特に現地で人員不足が深刻な土木職のみ11月に、より具体的な意向調査を実施した。過酷な生活環境を強いるため、本人の意向を重視。当初派遣された者は、東北復興に強い意欲を持つ者を中心に選ばれた。

当初人選に当たった職員は、以下のように振り返っている。「(被災自治体から要望を受けた)国からのミッションもまだ不明な時期であり、かつ、現地での業務内容も不明、生活環境などのバックアップ体制も未整備という段階であったので、志願してくれる職員の『心

意気』にすぎない状況であったにもかかわらず、ごく初期から現地に入り、その仕事ぶりで地元の皆さまからURに対する期待、信頼を積み上げてくれた派遣職員、特に第一次派遣職員の功績は大きい」。

派遣職員からの日報で、現地の状

況・情報を収集、本社震災復興支援室内で毎朝朝会を実施し、派遣職員からの要望への対応、関係役員への報告を行った。当時、派遣職員からの日報が貴重な現地の情報で、国土交通省へもこの情報を毎日送り込んでいた。

派遣に当たっての課題・対応

派遣職員業務内容など

復興計画策定支援要員としての業務内容は、派遣時期によって変化した。初期段階においては、現地調査を行って被災状況を正しく把握することから始まり、首長と協議を重ねたうえで復興イメージの作成を経て、復興計画策定に向けて手順やスケジュール作成などの支援を行った。住民からの声を取り込んだうえで、国の直轄調査コンサルタントと協力しながら各種事業メニューの検討を重ね、復興計画の素案を作成し、平成24年度中には大方の被災自治体で復興計画の策定が完了した。この時期においては、役場も平時とは程遠い状況にあることから、復興計画策定にとどまらず、各種復旧活動や応急仮設住宅・仮庁舎の建設支援など、支援先から求められることに柔軟に対応しながら、支援に取り組んだ。

復興計画が定まると、事業の具体化に向けての技術的な支援が本格化した。復興市街地整備事業や災害公営住宅整備事業の計画検討段階では、住民意向調査、説明会・合意形

成支援、災害公営住宅の建設候補地や供給戸数の検討などを行った。また、各種事業の補助金制度に係る情報提供や復興庁に対する復興交付金の申請補助も行った。

被災地におけるURの知名度が低い中、被災自治体と信頼関係を構築し、URの立場を確立していくことは困難だったが、UR職員の技術力やノウハウの提供により、次第に信頼を得ることができ、その後の協定締結、事業受託へとつながった。

今回のURの職員派遣は、国または県の要請とはいえ、技術的支援の位置付けが曖昧であったため、当初は多くの被災自治体にとって、その活用方法が不明であった。

前述の通り、その後、多くの派遣職員は復興計画策定支援に活躍したが、自治体によっては、「本来の役割を与えられず本意」、「重要な方針検討の会議に参加できない」、「パソコンで市のイントラに接続できない」など、十分な情報共有もできないとの派遣職員からの不満の声も聞かれた。

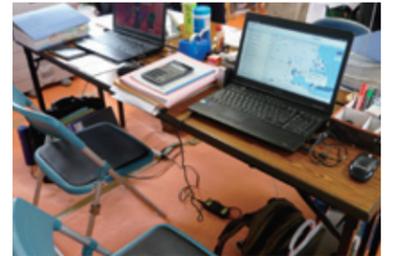
URという組織の性格上、各自治体からの応援職員と同様に、公務員として職務ラインに入って業務を行うには制約はあるが、事前に現地の自治体とその役割を十分に確認して職員を派遣する必要があった。

バックアップ体制の整備

平成23年4月岩手県下への職員派遣が開始されると、本社内において都市再生企画部(当時)を中心にバックアップ体制を整え、同時に盛岡市内へ



建設事務所内の会議室



執務室の様子

も3人のバックアップ要員を派遣した。7月、宮城県下への派遣開始と併せて、本社に震災復興支援室、仙台と盛岡に震災復興支援事務所を設置すると、はじめて組織としてバックアップ体制を整えることができた。

派遣職員はURから支給されたノートパソコン、プリンター、携帯電話を持ち込み、各被災自治体へと入った。庁舎が被災した自治体においては、プレハブの仮庁舎などで各自治体からの応援職員などと同様に執務を行った。

当初岩手県下へ派遣された職員は、派遣先近辺のホテルを転々としながらの生活が続いた。ホテルも不足していたため選択ができる状況ではなく、派遣職員同士の相部屋となることもあった。盛岡市内で借り上げ宿舎が確保できるようになると、休日は盛岡市内の借り上げ宿舎、平日は沿岸部でホ



気仙沼市長との会談の様子

テル住まいという生活へと変化していった。宮城県内では、仙台市内の借り上げ宿舎に住まいながら、毎朝沿岸部

の派遣先自治体まで、遠い場合には2時間近くかけての車通勤となった。特に冬場になると、雪や路面凍結が深刻

で、スタッドレスタイヤを利用しても慎重に運転しなければならず、通勤時間においても緊張感が求められた。

実際に派遣された職員からのコメント

役割分担の難しさ

◆私たちは3月11日の発災後、4月21日に被災自治体に入った。その意味から自治体の職員からは信頼されたのではないと思う。いち早く、現地に行くことが重要ではないかと痛切に感じた。当初はURとして何を支援するのか明確でない中、支援業務を行った。被災地の意向に柔軟に対応できるUR職員の育成が望まれる。

◆UR職員の身分での派遣であったこと、具体的な役割分担が明確でなかったことから、当初、市の職員と一体となった活動がうまくいかなかった。混乱の中ではあったが、最初にお互いの役割を確認しておくことが、短期間に能力を発揮するためにも重要だと考える。

執務環境

◆派遣先は大正時代に建設された木造2階建ての小学校。冬は最低気温がマイナス14度の日が多々あるが、暖房は石油ストーブのみ。隙間風が強く、本当に寒かった。

◆国土交通省は、災害対応設備が整っており、ネットワークが構築されているパソコンやソーラー充電の携帯電話、防災服など、停電・断水している被災地での支援に必要な装備が整っていた。同じチームで作業するうえで大きな差が生じていた。

◆当初URから支給されたモバイルノートパソコンは、モニターやキーボードが小さく、使いづらかった。ネット環境も、通信速度が遅く頻繁にフリーズした。

業務内容編

自治体職員との接し方

◆自治体のトップの方針や判断の確実につかみ業務を行うことは、対被災住民への対応上からも必要不可欠なことだった。しかしながら、上層部の考えがなかなか伝わってこない。ほかの派遣者も含め、幹部会議に一切出席させてもらえない状況であった。また、情報を得るツールとして、派遣先のWebを使えることが必要で、上層部へ直談判し、パソコンをネットワークにつなげてもらった。このため、格段に情報の把握力が上がった。

◆URの認知度が低いせいもあったが、URがまちづくりコンサルタントとは違う存在であるということを町に認識してもらうとともに、URの立場を確立することに当初、苦心した。

バックアップ体制編

派遣体制

◆現地でプレゼンや図面検討を求められることが多かったが、派遣職員と現地の機材だけでは対応できないことが多かった。派遣職員には少なくともCADで簡単な図面作成ができる能力を持った者を派遣すべき。

◆宿泊場所の手配から旅費の精算などの事務的なことで貴重な時間を取られた。事務処理が効率的にできるような人員とセットで派遣すべき。

◆盛岡市内の借り上げ宿舎に居住し、月曜日、1週間分の着替えなどを持って盛岡の事務所に出社し、出発準備を整えて公用車で現地に移動。被災地周辺の宿は警察など多くの支援者が入っており、ほとんど予約できない状況で、1時間以上離れた隣市や山間のホテルを転々とする毎日を過ごした。

住民の方々との接し方

◆津波を直接体験していない私たちは、津波に襲われる状況についてイメージが甘い。臨場感がない。このことが、被災住民の感情、特に被災エリアに近づくことができない心情などを十分に理解できないことにつながっていた。市街地を復興して再び住民の皆さんに戻ってきたいという事業への意欲が、時々住民を傷つけることになるということ。戻りたくないという住民は多かったが、安心・安全を基本に将来について時間をかけて夢を語り合うことによって、この心情を少しでも和らげることができることを住民との個人面談でたくさん経験した。

◆被災した住民の方々にどう接していったらよいのかと心配していたが、まちづくり懇談会の終了時に、必ず拍手が起こることが、やる気にもつながり、うれしかった。

衣食住など

◆土日は1週間分の洗濯に追われ、休養できる状態ではなかった。洗濯乾燥機など備品を用意してくれることとなったが、アンケートが11月で配備は2月。迅速な対応が望まれるところ。

◆気温が低かったため、衣類や靴など全て現地で購入した。それなりに大きな出費となったので、初期の赴任手当があればよいと思った。

◆生活面で一番困ったことはやはり食事。食べる場所も限られ、ほとんどコンビニ弁当で過ごした。

◆支援先では、風邪など病気にかかっても、医療・看護など面倒を見てもらえる状況になく、日常生活においても相当気を配った生活が求められる。

被災自治体から求められたUR職員の派遣

震災直後

全国まちづくり支援等担当の審議役をしていた私に、小川前理事長から復興支援の取りまとめをせよとの指示があったのは、震災発生数日後のことだった。被害状況や政府の対応などがはっきりしない中、必ずやURの出番が来るだろうとの見通しのうえでのご指示であった。程なく、岩手県から国交省を通じてUR職員の派遣の要請があったので、職員派遣の枠組み検討と人選を内部で始めるとともに、現地に行き、県幹部との打ち合わせと被災地の状況調査を行うこととなった。

岩手への現地調査

4月5日、最初に訪れた陸前高田で目にした、市街地一面が破壊され尽くした光景は、本当に衝撃的で今でも目に焼き付いている。野田村の村長からは、津波が来た際の生々しい話をお聞きし、宮古市の部長からは「私たちは戦後50年超にわたってまちづくり事業をやってきたが、その面積を上回る市街地が今回被災した。その復興を今回は5～10年という短期間でやらなければいけない。ぜひURに助けていただきたい」と切実に訴えられた。これらのが私の復興支援の原点となった。

岩手への職員派遣

4月半ば、第1陣として大船渡市、山田町へ各2人を派遣。同時に盛岡には、後に岩手復興支援局長となる佐々木氏ほか数人が駐在し、派遣職員のバックアップと県庁との連絡などを行った。ほかの5市町村へも順次2人ずつ派遣。期間は当面1か月程度ということであったが、そんな短期間では完了しない、という共通認識があり、その後2か月、半年と延長を続け、6市町では最終的に事業受託に至った。

社内支援体制の整備と

宮城、福島への職員派遣

6月まで、本社内では暫定的に全国

まちづくり支援室(当時)が復興支援に関わる派遣職員への情報提供、アドバイスによる後方支援を行った。通信事情が良くない中、派遣職員から日報が来て、本社内で毎日のように検討会を行いバックアップに努めていた。

5月に理事長の宮城県知事訪問をきっかけに、宮城県内の各自治体からも要請が来たので、6月、後に宮城復興支援局長となる茂木氏らとともに、各自治体の首長などにお会いしたが、「前からお願いしていましたが、ようやく来ていただけました」と言ってくださる方もあり、URに対する期待を強く感じた。

7月1日付で本社に震災復興支援室が発足、盛岡に次いで仙台に支援事務所ができた。14日付で私は理事として震災復興支援を担当することとなり、前理事の小山氏が震災復興推進役として現地を統括いただくこととなった。岩手に続き、宮城へ、そして福島へも職員派遣が開始された。

ガバメントオーダーで

小川前理事長は、当初から「ガバメントオーダー」にこだわり、被災自治体からの要請を国交省を通じて受ける形とした。これが後に、UR職員の派遣費用に充てるための交付金制度や、機構法の特例(復興事業の受託を本来業務とする)につながったと思う。

事業受託へ

技術支援の段階から、次の事業段階を見据えてURに対し期待が高まり始めた。当初は、職員数3400人のURの対応能力からして、こんなに多くの地区(復興市街地整備22地区)を事業受託することになるとは思っていなかった。現に、平成23年10月の役員意見交換会では、「復興市街地整備は10地区、災害公営住宅は6000戸、UR職員はピーク時200人程度」との想定を報告している。

職員派遣は、23年度末までに、北は岩手県野田村から、南は福島県い



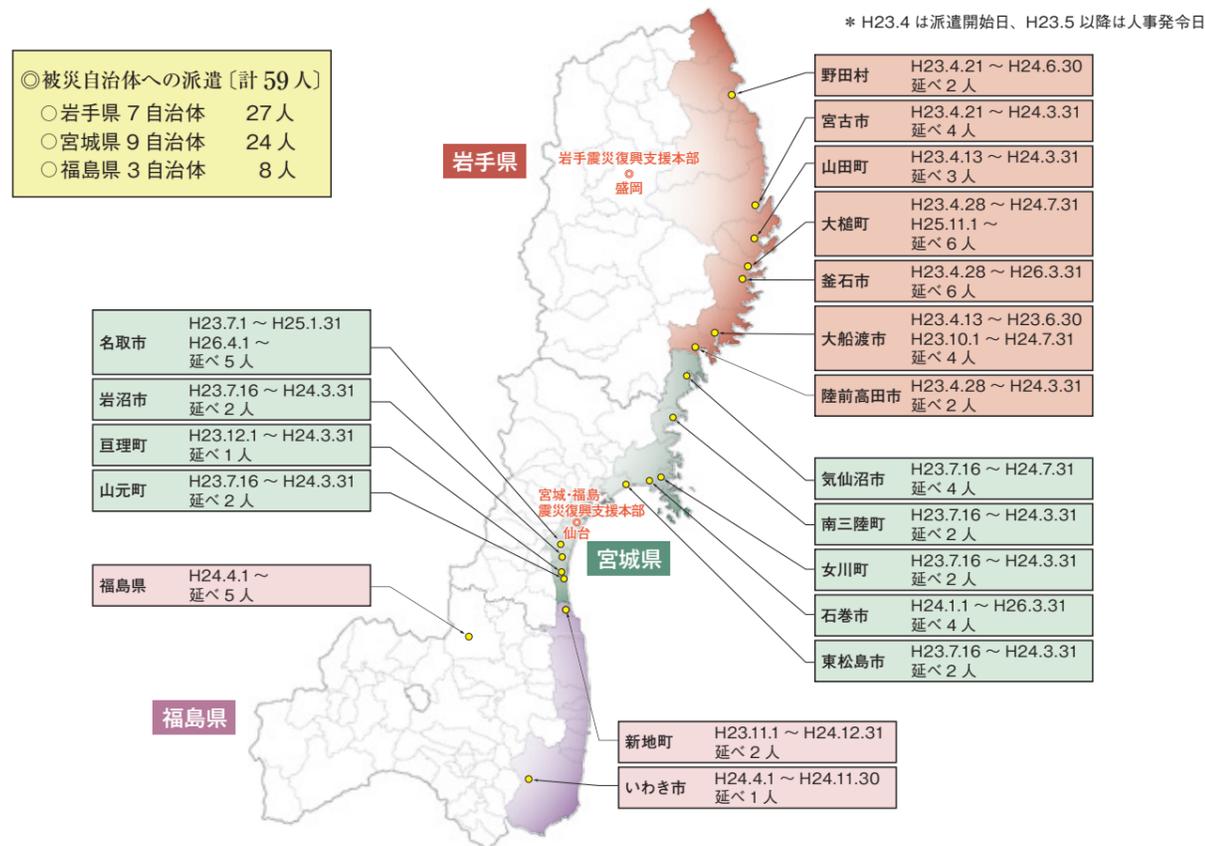
わき市まで18市町村に及んだが、結果的には、宮城県の南半分の市町は、事業受託に至ることはなく、全体で12市町への支援事務所設置となった。

派遣職員に感謝

最初に被災地に派遣された職員は、1～2週間ごとに宿を転々とする状態が続いたり、1年以上ホテル住まいを余儀なくされた者もいた。2人ペアなので、「男2人でこの半年、昼も夜も(執務も宿の部屋も)一緒」とか、定宿に観光客が増えたので「窓のない部屋に移され、以来そのまま」という職員もいた。執務場所も、市役所がいっぱいで県のダム事務所の中だった例も。ともかく苦勞をかけたと思う。職員の通勤は車が多いので、冬の路面凍結時期などには、とにかく事故がないことを祈った。

UR職員が派遣されて1年あまりたち、ある役場を訪問した際、副町長が派遣職員の肩を抱きながら、「この○○さんは、去年の4月△日に来てくれて」と正確な日まで述べ、「本当によくやってくれた」と、心から感謝の気持ちを述べられた時は、我がことのようにうれしく思った。多くの自治体で復興事業受託と災害公営住宅建設に至り、URが復興で存在意義を示すことができたのも、各自治体に寄り添って復興支援に取り組んだ派遣職員の皆さまのおかげだと感謝している。

復興計画策定等職員派遣先自治体(平成26年4月1日現在)



覚書・協定の締結一覧

県	市町村	覚書(復興まちづくり推進)	協力協定(復興市街地整備)	基本協定(災害公営住宅整備)
岩手県	野田村		H24.6.25(コーディネート受託)	
	宮古市	H24.4.11	H24.4.11	
	山田町	H24.1.17	H24.3.2	H24.3.2
	大槌町	H24.3.28	H24.7.5	H24.4.11
	釜石市	H24.3.9	H24.3.23	H24.3.23
	大船渡市	H24.3.28	H24.7.23	H24.7.23
	陸前高田市	H24.3.2	H24.3.2	H24.3.2
宮城県	気仙沼市	H24.6.27	H24.6.27	H24.6.27
	南三陸町	H24.3.2	H24.8.9	H24.5.11
	女川町	H24.3.1(パートナーシップ協定)	H24.7.19(事業実施協定)	H24.5.11
	石巻市	H24.10.1	H25.3.13	H24.3.10
	東松島市	H24.2.29	H24.3.29	H24.3.29
	塩竈市			H24.2.1
	多賀城市			H24.3.30
福島県	名取市			H25.3.21
	福島県			H25.11.26(原発避難者向け)
	新地町	H24.2.29		H24.2.29
	桑折町			H25.3.22
	大熊町	H26.3.3		
	須賀川市	H24.7.27	H25.1.30(基本協定)	
	鏡石町		H24.7.13(コーディネート受託)	
いわき市	H24.8.29	H25.2.8		

2. 復興まちづくり事業の始動

復旧から復興へ(平成23年度)

URは、半世紀にわたるまちづくり・住まいづくりの実績、阪神・淡路や新潟などの復興まちづくりの実績を持つ技術者集団として、復興事業の支援を期待されたが、東北沿岸部の被災市町村では、従来URの事業エリアではなかったことから認知度が低く、その役割は当初手探りの状況であった。

行政改革の影響から国は、発災直後必ずしもURを前面に出しての復興事業に積極的ではなかったが、平成23年12月の東日本大震災復興特別区域法の制定により、都市再生機構法の特例で、URが本来業務として被災自治体の委託による復興整備事業に取

り組むことを明確に位置付けた。

これらと並行して、国とURが被災自治体に、URの阪神・淡路大震災での取組実績や買取方式による災害公営住宅の整備支援を紹介する中で、次第に復興事業の支援を要請する機運が高まってきた。これには、国や県の要請を受けて被災自治体に復興計画策定支援のため派遣されたURの技術職員の役割も大きかった。

平成24年1月17日の岩手県山田町との復興整備事業などの推進に向けた覚書交換、2月1日の塩竈市からの災害公営住宅の建設要請、3月1日の宮城県女川町とのパートナーシップ協

締結など、震災1年目の平成23年度中に、岩手県山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、宮城県南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、福島県新地町と12の被災自治体と覚書を交換または協定などを締結し、URによる復興まちづくり事業の支援が始まった。

具体的には、2月28日に塩竈市と災害公営住宅の業務実施契約を締結。3月27日には陸前高田市と市街地整備の計画策定受委託契約を締結した。URが調査設計に着手し土質調査などが始まった地区では事業着手式を開催。復興の槌音が響き始めた。

事業受託と工事着工(平成24年度)

平成24年4月に現地体制が172人に増強され、小山震災復興推進役のもと、宮城・福島震災復興支援局、岩手震災復興支援局に組織を改編し、現地で迅速な意思決定、調査・工事などの契約発注ができる体制とした。

平成24年度は、新たに岩手県野田村、宮古市、大槌町、大船渡市、宮城県気仙沼市、名取市、福島県いわき市、桑折町、須賀川市、鏡石町と10の被災自治体と覚書交換または協定などを締結し支援を開始した。

復興市街地整備

URが支援する復興市街地整備事業地区についての役割分担を定めた基本協定を順次締結し、従来の市町村への職員派遣の支援体制から、現地事務所にUR職員を配置する現地専任チーム体制に次の通り移行した。

年度	月	自治体
平成24年	4月	宮古市、山田町、釜石市、陸前高田市、南三陸町、女川町、東松島市
	8月	大槌町、大船渡市、気仙沼市
平成25年	3月	いわき市
	4月	石巻市

(計12市町)

さらに、URが行う計画策定や事業認可などの手続きが進んだ復興市街地整備地区では、第1号として9月26日に陸前高田市の高田、今泉地区、27日に女川町の中心部、離半島部地区、10月4日に東松島市の野蒜北部丘陵地区の各地区の先行地区で事業受委託契約が締結された。

これらの3市町(5地区)の次期工区も含めた段階的で大規模な工事は、自治体ごとに3件の工事に大括り化し、設計・施工・マネジメントをまとめて発注するCM方式(29ページ参照)でURが発注することとなり、7月から公募手続きを開始、10~12月に順次CM事業者と工事請負契約を締結し、工事着手に至った。着工に先立ち、9月29日に

「女川町復興まちづくり事業着工式」、10月25日に「東松島市復興まちづくり事業着工式」が開催され、須田町長、阿部市長から復興まちづくりへの決意が表明された。

平成24年度末までに11地区で事業受委託契約が締結された。

災害公営住宅

URは、平成24年度末までに、12の市町から合わせて29地区、2218戸の災害公営住宅についての建設要請を受けた。調査設計、基盤整備工事の後、第1号として11月16日に花露辺地区(釜石市)の建設業者が選定され、平成24年度は、合わせて10地区、635戸の住宅建設工事に着手をした。

URの役割は、岩手県(全体6100戸)、宮城県(全体1万5000戸)で計画されている災害公営住宅のうち、各市町村が整備する住宅(県が建設する住宅を除く)について、個別地区ごとに要請を受けることとなった。各市町ご

URが行う復興まちづくり支援メニュー一覧

メニュー	概要	実施地区数	実施公共団体
復興市街地整備事業	「東日本大震災復興特別区域法」または「福島復興再生特別措置法」に基づき、被災自治体からの委託により、被災市街地の現地復興や高台移転などのため、URが土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業、漁港施設機能強化事業などを実施。	計12市町 22地区	岩手県 宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
			宮城県 気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市
			福島県 いわき市
災害公営住宅整備事業	被災自治体が災害公営住宅の用地選定、建設戸数および事業期間などの計画を定め、「独立行政法人都市再生機構法」第14条に基づき、URに対し建設を要請。URは災害公営住宅を建設し、完成後に被災自治体へ譲渡。	計15市町 50地区	岩手県 山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
			宮城県 気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、名取市
			福島県 新地町、桑折町
コーディネート業務	[計画策定支援業務] 被災自治体からの委託により、復興まちづくり事業計画策定業務などを実施。	計3市町村	岩手県 野田村
			福島県 須賀川市、鏡石町
	[発注者支援業務] 被災自治体が自ら発注する複数地区の復興工事を一括り化し、特に技術力と中立性を要する工事発注業務を支援。	計2市町	岩手県 大槌町
			宮城県 石巻市
[住宅買取事業支援業務]	計1町	宮城県 女川町	

平成26年4月1日時点

とのURへの要請地区は、おおむね次の通り分担されている。

- ① 全てURが建設(山田町、大槌町、陸前高田市、塩竈市、多賀城市)
- ② RC住宅をURが建設(大船渡市、女川町、名取市)
- ③ 市街地のRC住宅についてURと民間買取りなどで分担(気仙沼市、南三陸町、石巻市)
- ④ URの復興市街地整備地区でUR

が建設(釜石市、東松島市) このほか、福島県新地町、桑折町からは、各1地区の要請を受けている。URの災害公営住宅の支援体制は、平成24年度は、自治体との窓口は現地専任チームに置くが、住宅計画、基本検討、現地調整を仙台・盛岡の震災復興支援局で、基本設計・工事発注を東日本賃貸住宅本部で集約的に行う体制でスタートした。

復興事業の本格化と住宅・宅地の供用開始(平成25年度)

平成25年4月、現地体制は303人(前月比+83人)に増強された。復興事業の本格化に伴い、現地専任チームから組織改編された12の現地復興支援事務所と2住宅工事事務所を大幅に増強(+75人)した。また、新たに福島県の原子力災害からの復興について支援要請があり、11月26日福島県と復興公営住宅整備に係る基本協定を締結、平成26年3月3日大熊町と復興まちづくりに向けた

覚書を交換し、合わせて22の被災自治体を支援することとなった。

復興市街地整備

計画策定や事業認可などの手続きの進捗に伴い、新たに11地区で被災自治体と事業受委託契約を締結した。事業受託地区は22地区となり、平成25年度末までにCM方式などにより全地区工事に着手。CM方式による工事発注実績は13件(19地区)となった。

復興コーディネート業務

6月25日、野田村と土地区画整理事業のコーディネート業務委託契約、平成25年1月30日、須賀川市と市街地再開発事業支援業務基本協定を締結し支援に着手した。また、新たな支援方式として、3月1日に大槌町と協力協定を締結し、被災自治体の工事発注業務の支援を開始した。

工事は、用地買収の進んだ高台の造成工事が先行し、田老地区(宮古市)、織笠地区(山田町)、今泉・高田地区(陸前高田市)、女川中心部(女川町)、野蒜北部丘陵地区(東松島市)などでは、民間事業者提案によるベルトコンベヤーや重ダンプの活用により、高台の造成工事が大きく進んだ。また、7地区において災害公営住宅用地や鉄道敷などの一部の先行整備宅地の引渡しが始まった。

災害公営住宅

平成25年度は、新たに21地区、1002戸の建設要請を受け、25地区942戸について、工事に着手した。支援地区の増加に伴い、住宅建設工事を震災復興支援局で発注するなど、段階的に業務を現地にシフトしていった。また、UR支援地区第1号として大ケ口地区(大槌町70戸)が完成し、8月29日に竣工式が開催された。木造長屋建てで、木材の約6割に地元産材を使用し、切妻屋根、縁側、木格子などを配した地域のシンボルとなる和風の外観が話題となった。このほか屋敷前地区(大槌町21戸、11月)、愛宕東地区(新地町30戸、12月)、花露辺地区(釜石市13戸、12月)、伊保

石地区(塩竈市31戸、平成26年1月)、女川町民陸上競技場跡地地区(女川町200戸、平成26年3月)の計6地区365戸の災害公営住宅が竣工し、多くの被災者の方々が新生活を迎えることができた。一方、福島県は長期化する原子力災害避難者向けに県内に4890戸の復興公営住宅を整備することとし、いわき市内に整備する1760戸のうち1000戸についての建設をURに要請する方針を固め、これにURが協力する基本協定を11月26日に締結した。

復興コーディネート業務

災害公営住宅整備の新たな支援方式として、7月31日女川町と覚書を交

換して、町が地元建設協議会から買取る離半島部150戸の戸建住宅について、町の買取業務をURが技術支援することとなった。また、石巻市、気仙沼市の離半島部において工事発注業務の支援を開始した。



入居者代表者への鍵渡し(福島県新地町愛宕東地区)

URの復興支援の特長(事業者としての復興支援)

URの復興支援は、事業者として計画策定から関係者調整、工事まで継続的に組織で行う復興まちづくり支援が特長であった。

復興市街地整備

URが発災直後から復興計画策定のため職員を派遣していた18市町村のうち12市町で、大規模な中心市街地整備など22地区の復興市街地整備事業を受託し、野田村では土地区画整理事業のコーディネート支援を行うこととなった。このほか、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、新地町の5市町は、自治体独自で復興市街地整備を行うことになり、順次職員派遣を終了した。

URのマンパワーにも限界があったが、CM方式の工事発注、現地事務所常駐し権利者調整などを支援する民間人材の活用などにより、効率的に外部のマンパワーを活用し、22地区の事業受託を可能とした。

また、ニュータウン事業など、大規模な市街地整備の経験を生かし、多数の権利者に対して、仮換地指定や用地買収に先立ち工事着手の承諾を

得る起工承諾や、合同説明会、合同契約会の開催、これらの手続きについて被災自治体に提案のうえ業務支援した。今後の課題としては、国の直轄調査をベースに被災自治体が決定した復興計画について、その後の住民意向調査を踏まえた適切な計画見直しが挙げられる。

災害公営住宅整備

東北3県で約2万9000戸計画されている災害公営住宅の整備は、被災自治体の用地選定から始まった。高台の住宅適地には、既に仮設住宅が建設され、大規模な復興市街地整備には時間を要することから、用地選定が難航した。

また、県や市の住宅建設担当部署は土木職が不足していたこともあり、URへの要請地区は傾斜地などの大規模な造成工事、土砂崩れ対策に加え、取り付け道路や上下水道などのインフラ整備が必要な地区が多かったが、基盤整備から住宅建設まで一貫して行うURの総合力により、住宅の早期整備を可能とした。

また、復興市街地整備地区においても先行街区に住宅建設を行うとともに、区画整理事業着手前に地主の承諾を得て、嵩上げ工事、住宅建設工事を行った下和田野地区(陸前高田市120戸)など、早期着手のための工夫をしている。

URグループの復興支援

URの関係会社も、社員がURに向向し、現地で復興支援に活躍した。このほか被災自治体などからの委託業務を関係会社自ら実施するため、平成26年4月1日現在、約100人の社員が現地で復興支援に従事している。また、(株)URリネージュ、(株)URサポート、(株)URコムシステム、(株)九州都市整備センターの4社は、URに震災復興支援事業に使用するための寄付を行っている。このようにURグループを挙げて復興支援に取り組んでいる。

3. 復興まちづくり事業支援手法

復興市街地整備事業

復興市街地整備事業支援の位置付け

URは、現在、12市町の被災自治体からの委託により、22地区の復興市街地整備事業を実施している。これは、今回の震災復興支援に当たり、平成23年12月に制定された東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特区法」と記載)第74条による都市再生機構法(以下「機構法」と記載)の特例で、「URは本来業務として委託に基づき復興整備計画(*)に記載された復興整備事業を行うことができる」とが位

置付けられたことによるものである。

URは、国および被災自治体からの要請を受け、被災自治体の復興まちづくり計画策定など支援のため職員を派遣し、事業化に合わせて覚書・協定を締結。そのうち、委託または要請を受けた地区について、事業計画策定および事業実施に係る業務受委託契約を締結し、事業を実施する(図1)。

*被災自治体が復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を記載することができる計画(復興特区法第46条)

主な復興市街地整備手法

URが委託により実施する主な復興市街地整備事業は次の通り。

〈土地区画整理事業〉

被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業である。原位置での復興を基本とする地区や移転の受け皿となる市街地を整備する際に適用する。この際、防災上安全な宅地を確保する観点から、隣接す

図1 UR都市機構の復興市街地整備事業基本支援フロー

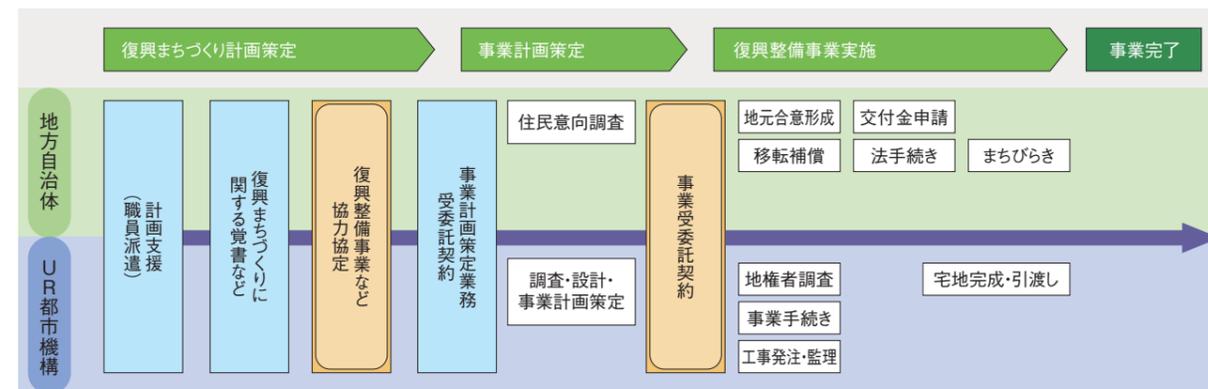
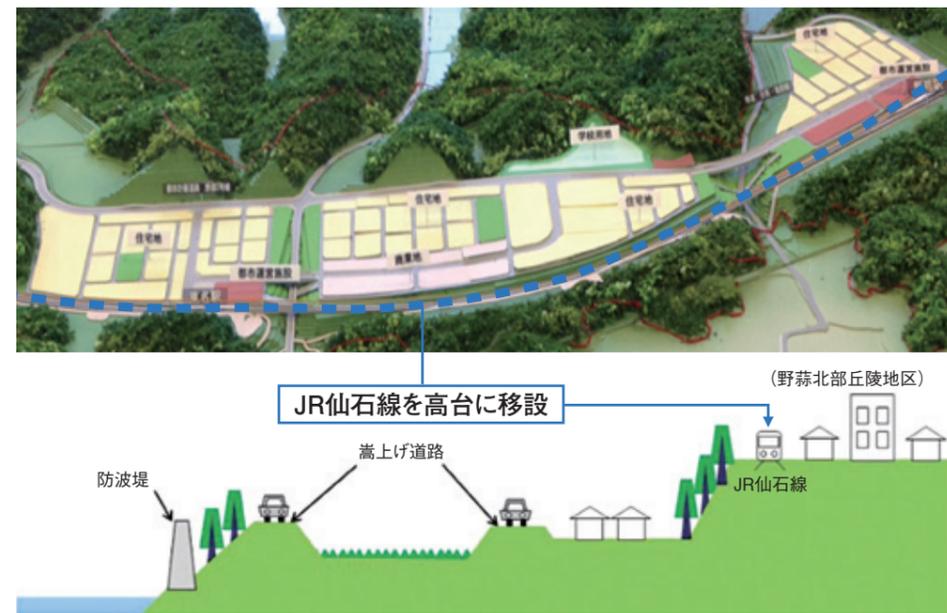


図2 高台に安全な住宅市街地を整備(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業)



野蒜北部丘陵地区(東松島市)では、津波被害を受けた区域からの集団移転先を高台(野蒜丘陵)に整備するとともに、平成27年には運転を見合わせているJR仙石線を現在の位置から高台に移設復旧させることを進めている

野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業(約92ha)など
 施行者:東松島市(URが受託)
 事業期間:平成24年度~28年度

る丘陵地と一体的に整備することや、必要に応じて津波に対して防災上必要な市街地の高上げ(盛土)を実施することができる(図2、図3)。

〈防災集団移転促進事業〉

被災地域のうち、居住に不当でないと認められる区域(移転促進区域)の住居の集団移転を目的とした事業である。移転促進区域は非住居系の土地利用とし、当事業により従前住宅地を買収するとともに高台の住宅団地を整備し、移転を促進する(図2)。

〈津波復興拠点整備事業〉

津波により被災した地域の復興を先導する拠点とするために、住宅、公益

施設、業務施設などの機能を集約させ、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定された都市施設を整備する事業である。都市計画事業として実施することで、取用権の付与、課税特例などを伴う用地買収が可能となり、他の事業と組み合わせることで、事業全体としてより一層効果的な実施が可能となる。

〈漁業集落防災機能強化事業〉

被災した漁業集落の安全・安心な居住環境を確保するため、集落の高上げ、道路・排水などの生活基盤、高台避難地、避難路などの防災安全施設を整備する事業である(図5)。

〈漁港施設機能強化事業〉

津波により機能が低下し、十分な安全確保がなされていない漁港施設について、水産加工場用地など漁港施設用地の高上げや浸水防止施設の設置、排水対策など、漁港施設の機能強化を図る事業である。

復興市街地整備事業の財源措置

〈東日本大震災復興交付金〉

被災市町村が自らの復興プランのもとに進める地域づくりを支援し、復興を加速させることを目的に復興交付金制度が創設された。復興交付金事業計画に基づく土地区画整理事業を含む40事業(復興特区法第77条第2項第3号に規定。以下「基幹事業」と記載)

図3 高上げにより既成市街地を安全な市街地に整備(土地区画整理事業)



鹿折地区(気仙沼市)では、沿岸部に水産加工場、倉庫などを集約し、緩衝緑地北側の内陸部を土地区画整理事業により約3m高上げ、津波に対して安全な住宅市街地を整備する。地区内には「復幸マルシェ」などの商業施設や住宅、福祉センター、水産加工場が整備される予定

を実施する場合に交付される通常の国費に加え、地方負担額の2分の1についても追加交付される。さらに、残りの2分の1についても原則として復興交付税が交付され、基幹事業の実施に際して地方負担が生じないこととなっている。また、基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業等(以下「効果促進事業等」と記載)についても、復興交付金8割、復興交付税2割が交付される(図4)。

図4 復興交付金制度による地方負担の軽減

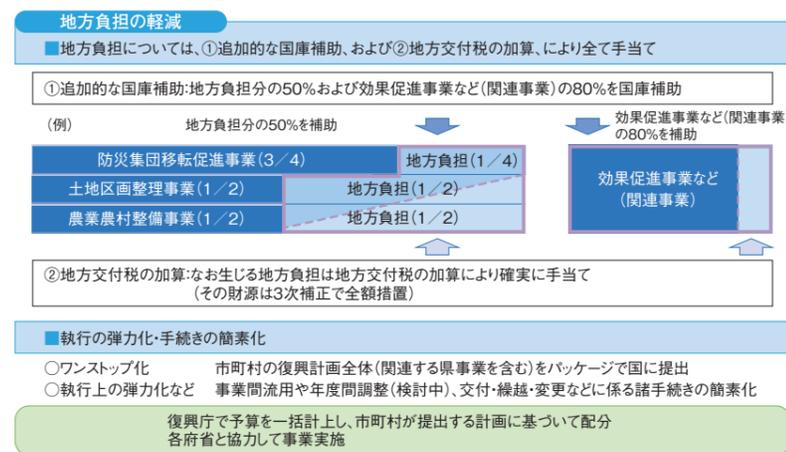


図5 漁業集落の復興(防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業)



釜石市の漁業集落である花露辺地区では、低地部の防災集団移転促進事業の移転候補地として、住宅を高台の宅地や災害公営住宅に移転する。移転跡地は漁業集落防災機能強化事業で道路、避難路、水路、避難場所などを整備する

釜石市花露辺地区(防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業)
 施行者: 釜石市(URが受託)

災害公営住宅整備事業

災害公営住宅整備支援の位置付け

URは、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、地方自治体の要請に基づき、災害公営住宅(*)の建設、譲渡を行うことができる。これは、機構法第14条第3項に定める地方自治体の要請に基づき、同第11条第1項第16号業務として行うものである。

災害公営住宅整備支援のフロー

URによる災害公営住宅整備支援は、基本的に次の手順で進められる(図6)。

- ①地方自治体は、機構法および同施行令に基づき、地区の名称および区域、住宅の戸数、事業の施行期間その他の基本的事項を定め、URに住宅建設の要請を行う。
- ②URは、地方自治体が指示する住宅の構造、仕様および事業費に基づき、基本設計を実施する。

③地方自治体は、基本設計を確定させ、概算買取額などについて議会承認後、URと住宅譲渡契約を締結する。

④URは、住宅譲渡契約に基づき住宅を建設し、完成後に地方自治体へ引渡しを行う(買取方式)。

災害公営住宅整備支援に係る資金調達

建設要請受諾以降、地方自治体から住宅譲渡代金を受領するまでの間に、URは設計業者・施工業者への請負代金などの支払いを行う必要がある。これら建設期間中の資金調達については、必要な資金を各年度の予算として要求を行い、財政融資資金の調達を行っている。

地方自治体は、引渡しを受ける際に、国費(整備費用の8分の7)および地方債など(整備費用の8分の1)を活用して、買取費用をURに対して支払う。

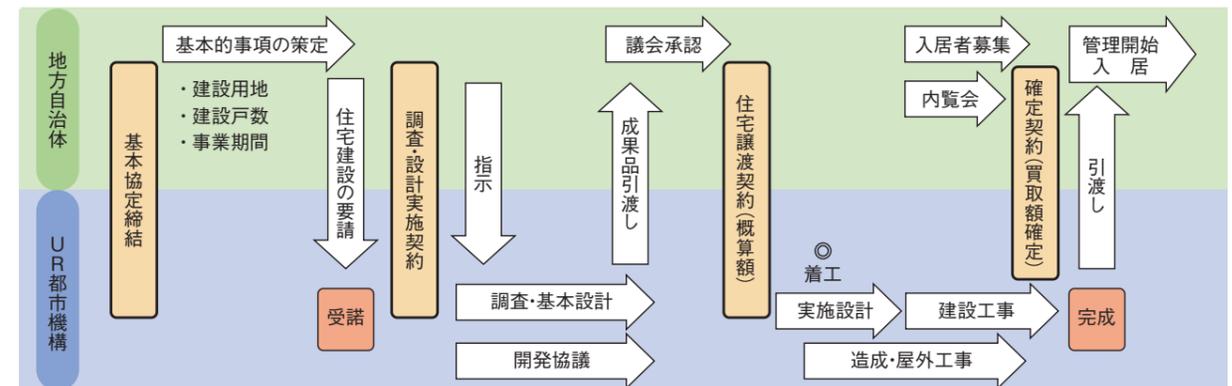
UR買取方式のメリット

URからの買取方式による地方自治体のメリットは、以下の通り。

- 住宅建設のノウハウ(設計・監理など)がなくとも、構造、戸数など、基本的な計画内容を示すことにより、URのノウハウを活用し、整備ができる。
- 住宅建設適地に限られる状況下においても、土地造成、住宅建設をURが一体的に行うことにより、住まいの再建の早期化を図ることができる。
- 入れなどの工事発注手続き、発注者が行う工事の監理の手間を省くことができる。
- 代金支払いが建物引渡し時の1回で済むことにより、工事業者への代金支払い、復興交付金手続きに係る事務の手間を省くことができる。

* 震災により住宅を失い、自力では住宅確保できない方に、低廉な家賃で賃貸される公営住宅。地方自治体自ら建設や買取などに係る費用については、東日本大震災復興交付金の対象となる(補助率: 国8分の7)。復興公営住宅ともいう。

図6 災害公営住宅整備支援のフロー



伊保石地区災害公営住宅(塩竈市)



宇津野沢地区災害公営住宅(大船渡市)

〈参考〉復興まちづくりに係る国の動き

東日本大震災復興基本法

平成23年6月24日、東日本大震災からの復興についての基本理念や基本的施策などを定めた「東日本大震災復興基本法」が公布された。この法律においては、復興に必要な資金を確保するために公債(復興債)を発行すること、規制の特例措置を適用する復興特別区域制度を整備すること、東日本大震災復興対策本部および本部の諮問機関、東日本大震災復興構想会議を設置するとともに、別途、復興に関する事務をつかさどる復興庁を設置することとしている。

復興債発行は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財源確保法)」により、復興特別税導入と併せ具体的措置が講じられ、復興特別区域制度、復興庁の設置についても同様に法整備、具体化が行われることとなった。

東日本大震災からの復興の基本方針、平成23年度補正予算(第3号)

平成23年7月29日に決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」では、地方自治体が自ら策定する復興プランのもと、復興に必要な各種施策を展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設することや、今後実施する復興施策などが掲げられた。10年の復興期間のうち当初5年間を「集中復興期間」と位置付け、その間に実施すると見込まれる施策・事業の規模については、少なくとも19兆円程度と見込まれた。

本格的な復興のための平成23年度第三次補正予算は、平成23年11月21日成立した。補正予算には、「東日本大震災復興交付金」1兆5612億円を含む、東日本大震災関係経費11兆7335億円が計上された。これには、被災地地方自治体および国土交通省の要請に基づき、URが職員を派遣し、復旧・復興業務に係る技術支援を行う

ための、派遣に係る臨時的な経費への措置3億9000万円が含まれる。当該措置は2カ年度にわたって行われ、平成24年度予算においては、4億3000万円が計上された。

東日本大震災復興特別区域法

東日本大震災からの復興の円滑、迅速な推進を目的とした「東日本大震災復興特別区域法」は平成23年12月14日に公布された。この法律に定める、東日本大震災により一定の被害が生じた区域における復興推進のための特別な措置は、次の3つから構成される。

- 1)復興推進計画の作成とこれに基づく規制・手続きの特例、雇用の創出などを支援する税制上の特例、金融上の特例
- 2)復興整備計画の作成とこれに基づく事業に必要な許可の特例・手続きのワンストップ処理や、市街化調整区域内での土地区画整理事業実施を可能とするなど新しいタイプの事業制度創設
- 3)復興交付金事業計画の作成とこれに基づく復興交付金の交付

また、同法においては、復興整備計画に記載された復興整備事業について、委託に基づき、独立行政法人都市再生機構法(以下「機構法」)第11条第3項各号の業務を行うことができる(当該業務を本来業務として行うことを可能とする)、機構法の特例が設けられた。

復興庁発足

復興庁設置法が平成24年2月10日施行され、同日、東日本大震災復興対策本部が廃止、復興庁が設置された。復興庁には、復興推進会議・復興推進委員会と地方の出先機関として岩手・宮城・福島各県にそれぞれ「復興局」および2つの「支所」、青森・茨城両県に「事務所」が置かれ、復興に関する国の施策の企画、調整、実施(基本方針などの企画立案、各省復興施策の総合調整・勧告、復興事業の

統括・監理など)や地方公共団体への一元的な窓口と支援(復興特区制度による復興支援、復興交付金と復興調整費の配分など)の役割を担っている。

福島復興再生特別措置法

福島の復興・再生に関しては、「福島復興再生特別措置法」が平成24年3月31日公布され、税制上の特例など、「避難解除等区域の復興および再生のための特別な措置」や、規制・手続きの特例や農林水産業の復興・再生のための施策を講じるなど、「原子力災害からの産業の復興および再生のための特別な措置」などが定められた。

また、同法においては、東日本大震災復興特別区域法と同様、福島の公共団体からの委託に基づき、居住制限者に対する住宅および宅地の供給に係る機構法第11条第3項各号の業務を行うことができるとする、機構法の特例が設けられた。

その後の動き

以上は、発災から約1年間の、主に組織・法律・予算に関連する国の取り組みをまとめたものであるが、その後の動きについて主なものを以下に挙げる。

- 復興財源フレームの見直し(約19兆円⇒約25兆円)
- 人口減少・高齢化など我が国が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に関する取り組み
- 福島の復興の加速化の取り組みとして、新たな交付金制度創設や、長期避難者の生活拠点の形成などを目的とした福島復興再生特別措置法改正、福島復興再生総局などの設置

4. URの技術力による復興の加速化

CM(コンストラクション・マネジメント)方式

導入の経緯

東日本大震災による被災規模は極めて大きく、広範囲にわたるものである。また被災自治体では、これまで経験したことがない大規模な工事が大量かつ同時に発生する一方、まちづくりの技術者が不足している。URでは国や被災市町村からの要請に基づいて、復興市街地整備や災害公営住宅建設の復興まちづくり支援を行っているが、復興市街地整備事業の現場で従来型の発注・契約方式により事業を進めていくには、次のように多くの課題があった。

- 工事規模が極めて大きい
- 高台移転地の整備内容を確定するまでには長期間を要する

- 高台移転地は岩盤主体の急峻な地形であり、一部高盛土箇所も含め、発注精度を上げるためには綿密な地盤調査や地形測量が必要である
- URの人的資源にも限りがある

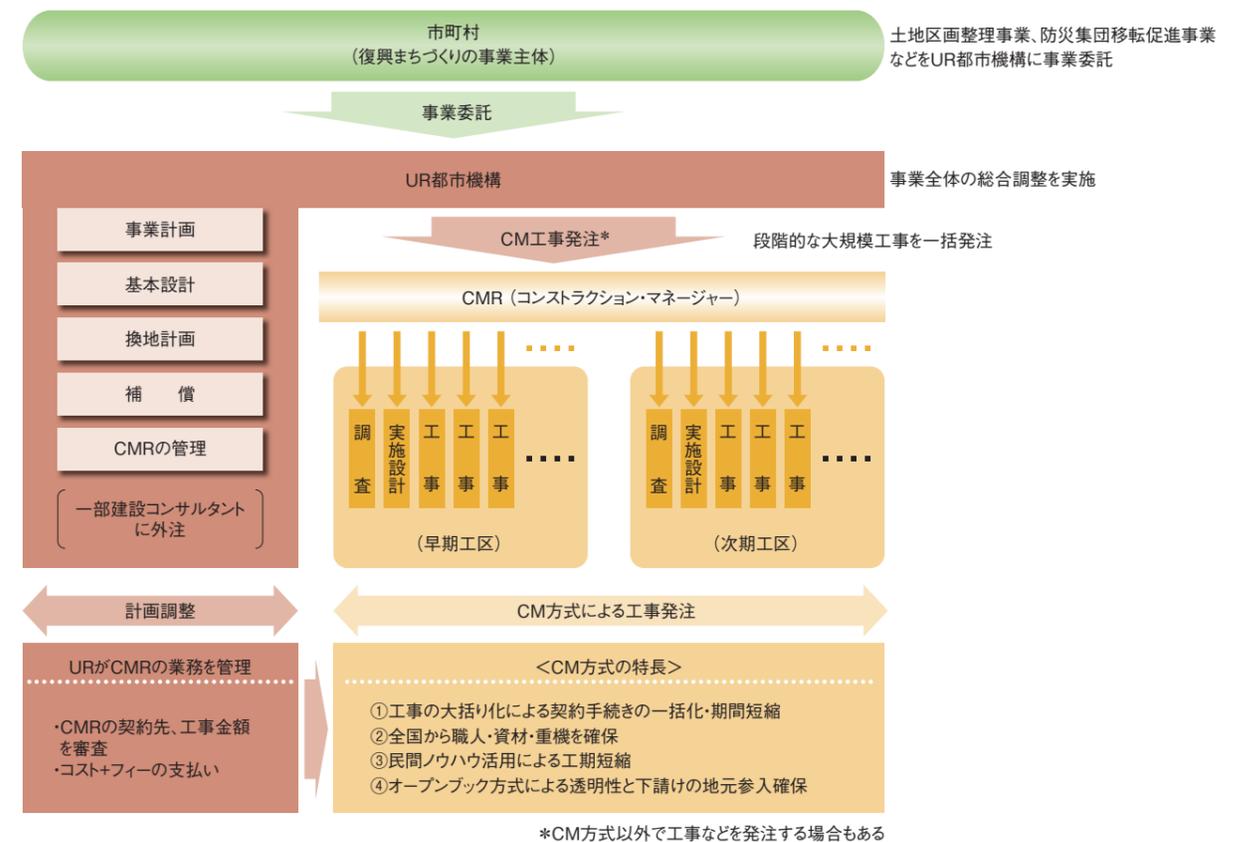
実施体制

復興まちづくりでは、何よりもスピードが重要であり、一刻も早い復興を実現させるためには、これまでの建設調達に対して契約枠組みなどの工夫が求められた。そこで、官民が明確な役割分担のもとで連携する体制を整え、URとしてははじめてCM(コンストラクション・マネジメント)方式の導入を図ることとした。これまでURが担っていた各地区の工事に関する調査、測量、設計お

よび工事施工については、その役割を包括的にCMR(コンストラクション・マネージャー、CM業務実施者)に委ねることとした。URはその分、計画・換地・補償など複数地区や複数事業全体を見渡したうえで、事業全般のマネジメントや総合調整に尽力することとした。

CMRには、工事に関連する調査、測量、設計および工事を一体的に実施することによる、工期短縮を実現するための施工ノウハウの活用や資機材の早期調達、早い段階から施工の工夫によるコスト削減が期待されている。また、CMRは必要な追加調査や測量、設計および工事について、地元企業の優先活用を図りながら専門業者に発注を行う。

CM方式による復興の加速化



施工確保対策

復興市街地整備事業の実施に当たっては、労務、資材の高騰や通常の率計算ではカバーしきれない現場管理費などが発生する懸念がある中、不要な工事費の増額を防ぐ必要がある。また、工事費の透明性を確保しつつ地元経済の復興に寄与する必要がある。

上記視点から、本方式ではさまざまな施工確保対策を講じている。下記にその一部を示す。

●コストプラスフィー方式

資材価格などの高騰や地元企業を含む専門業者への適正な契約・支払いのため、業務の実施に要するコスト（業務原価）にマネジメントフィーを加えた額を契約金額とするコストプラスフィー契約を導入する。コストは調査原価、測量原価、設計原価および工事原価を加えたものである。また、フィー率は『調査・測量・設計』および『工事施工』のそれぞれに対し設定するものとし、受注者の過去3カ年の決算書などに基づいて算出するものとした。

●オープンブック方式

コストおよびフィーの透明化のため、受注者が発注者に対してコストに関する全ての情報を開示するオープンブック方式を採用する。オープンブックの実施に当たっては、発注者および受注者で情報開示のレベル、実施体制の構

築、実施プロセスおよび情報開示を定めた確認書を締結する。開示された情報は第三者機関や発注者がコストとしての妥当性などを監査・確認する。

●地元企業の活用

地元経済の復興・活性化に寄与するため、受注者が行う専門業者の選定に当たっては、地元企業を優先的に活用する。一方、大規模土工事などを迅速に進めるためには、専門性の高い企業の施工ノウハウなどが必要である。こうしたことから専門業者選定に関する確認書を締結し、地元企業と専門性の高い企業とを適切に選定するものとする。

コスト管理

契約の透明性や工事費変動に柔軟に対応できるコストプラスフィー方式の導入と並行して、さまざまなコスト抑制方策を講じている。下記にその一部を示す。

●インセンティブ基準価格の導入

インセンティブ基準価格はコスト縮減額を測定するための管理値であり、新たな概念として導入したものである。縮減が図られた場合には、CMRに縮減額の50%をインセンティブフィーとして支払う。

●リスク管理費の導入

リスク管理費は発注者および受注者がリスク要因を共有してコスト抑制に努

めることなどを目的として、新たに導入したものである。日常的にリスクの管理を行い、発注者およびCMRが連携してリスクの発現を回避する、または発現を低減するための努力をするものとしている。

外部評価など

CM方式による発注実績は表1の通りである。コストプラスフィー契約やオープンブック方式の導入については、「CMRから赤字のリスクが低減され、受注者としての安心感がある」「無駄遣いをしていないことをアピールできる良いシステムである」「透明性を持った事業推進によるゼネコンのイメージアップにつながる」などの評価が寄せられている。また、こうした新たな取り組みは、国土交通省が設置した「多様な契約方式活用協議会」において参考事例として位置付けられるなど、社会から高い関心を持って注目されている。

その一方で、短期間で多岐にわたる業務を処理することが必要なことや、発注者、CMRの双方が新たな仕組みに不慣れなこともあり、業務に手間取っているという評価もある。このためマネジメントを活用した事業推進検討会を立ち上げ、業務の省力化やコスト低減に向けた改善策などのフォローアップを推進していくこととしている。

表1 CM方式による発注実績

市町村	地区名	契約	受注者
女川町(宮城県)	中心部、離半島部	H24.10.19	鹿島・オオバJV
東松島市(宮城県)	野蒜北部丘陵	H24.11.2	大成・フジタ・佐藤・国際開発・エイト日技JV
陸前高田市(岩手県)	今泉、高田	H24.12.10	清水・西松・青木あすなろ・オリエンタルコンサルタンツ・国際航業JV
山田町(岩手県)	織笠、山田	H25.4.16	大林・戸田・飛鳥・建設技術研究所・復建技術JV
宮古市(岩手県)	田老	H25.6.14	鹿島・大日本コンサルタントJV
大槌町(岩手県)	町方	H25.6.21	前田・日本国土・日特・バスコ・応用地質JV
気仙沼市(宮城県)	鹿折、南気仙沼	H25.7.10	清水・西松・奥村・バスコ・アジア航測JV
南三陸町(宮城県)	志津川	H25.7.24	飛鳥・大豊・三井共同建設コンサルタントJV
大船渡市(岩手県)	大船渡駅周辺	H25.10.18	東急・東洋・植木・日本測地・CPCJV
釜石市(岩手県)	片岸、鶴住居	H25.10.29	大林・熊谷・東洋・復建エンジニアリング・中部復建JV
いわき市(福島県)	薄磯、豊間	H25.11.12	安藤ハザマ・五洋・西武・玉野総合・基礎地盤JV
山田町(岩手県)	大沢	H25.11.26	奥村・森本・玉野・ウエスコJV
石巻市(宮城県)	新門脇	H26.3.27	竹中工務店・竹中土木・八千代エンジニアリングJV

CM方式の鍵はURと民間企業の役割分担

本社技術・コスト管理部担当部長 渡部 英二

UR職員が大幅に不足していることや計画が十分に煮詰まっていない中で、スピード感のある復興を実現するための方策を考えよ。これが最初に与えられた命題である。一般的な建設調達では、計画の確定したエリアから順次工事発注を実施していくが、命題に答えることのできないものであった。工事に目を転ずると、これまで経験したことのないような大規模造成を短期間で完了させることが求められ、一方で地元経済の活性化のためには、建設業をはじめとする地元企業の活用が必須である。こうした命題に答えるためには、官民連携が不可欠と考えられ、CMの導入につながっていった。事

業を効果的に進めるためには、URと民間の役割分担が鍵である。URは工事着手につなげるまでの調整や工事着手の全体コントロールを担当する。民間は最も技術力が発揮できるステージから参画する。工事施工に加えて、調査、測量、実施設計、公共団体との設計協議やライフライン調整などを包含して、常に一步前から工期短縮や原価低減に向けた最適解が選択できる仕組みである。

次の課題は契約方式をいかにするのかであった。計画が煮詰まっていない中での総価一括契約では、振れ幅が大きく設計変更の領域を超えることや受注者側に大きなリスクを与えることが懸念

された。このためコストプラスフィー契約やオープンブック方式の導入に踏み切った。我が国の公共事業としてはじめての試みでもある。原価算入に関するルールとフィー率の決定が難問であった。民間の企業経理や海外の実例、これまでバイブルとしてきた公共工事積算基準との工事費総価面での整合である。URが目安として提示した10%にたどり着くまでには長い道のりであった。こうして導入を図ったCM方式であるが、現場ニーズを踏まえた枠組みづくりは、ますます重要になっていくものと考えられる。土木技術者が果たしていくべき大きな役割である。

CM方式を活用した復興まちづくりについて

東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 小澤 一雅 教授

最初は小さなきっかけだった。平成24年3月某日、たまたま宴席で同席されたM部長との会話がきっかけで、URのW部長とN氏が当研究室を訪ねてこられた。当時、URでは東北の市町村復興のために苦勞して描いてきた計画を実現するため、工事に入る準備を始めていた。W部長の説明に対して、「そのようなやり方では、当面の契約はできても、現場では後で大変な苦勞をすることになります。海外で実施されている契約方法も参考に、現場のニーズに応える新しい契約の方法を考えましょう」と、失礼を顧みず提案した。W部長の、その後の対応は目を見張るものであった。

大規模な面整備工事を早期に完成させるためには、大手のゼネコンの調達力やマネジメント力を活用する必要があること、一方で、地元の建設業をできるだけ活用したいという市町村の要望があること、設計がある程度固まった地域だけでなく、設計作業を実施しながら隣接地域の事業も同時に契約に含めたいという地元からの要望があることなどを考慮し、

オープンブック方式を採用したアットリスク型のCM方式をベースとした契約方法を実現することが最も望ましいということとなった。調達制度としては、我が国ではじめて実現されたものも数多く含まれている。これらは全て現場のニーズに応えるために制度設計されたものであり、我が国のまちづくり事業の歴史に大きな足跡を残すことになったものと思われる。

新しい事業スキームを始めるに当たっては、ゼネコンやコンサルタント業界、そして地元の意見を事前に取り込むことをお願いした。事業を実際に動かすプレイヤーと意識を共有することが極めて重要だからである。また、はじめての契約方式を実施するに当たって、現場職員の方々が悪苦勞される中で、現場で発生する数々の疑問や問題への素早い対応をお願いした。現場からのフィードバックを取り込み、制度や手続きをタイムリーに改善することが重要と考えたからである。この方式の契約件数は、既に10件を超え、新たな一つの契約方式として確立されつつある。



平成26年4月、URには、これらの経験を蓄積し、調達の工夫だけでなく事業のマネジメントスキルを組織全体で生かすための新しい組織も構築されたと聞く。さらなる大きな発展が期待されるところである。

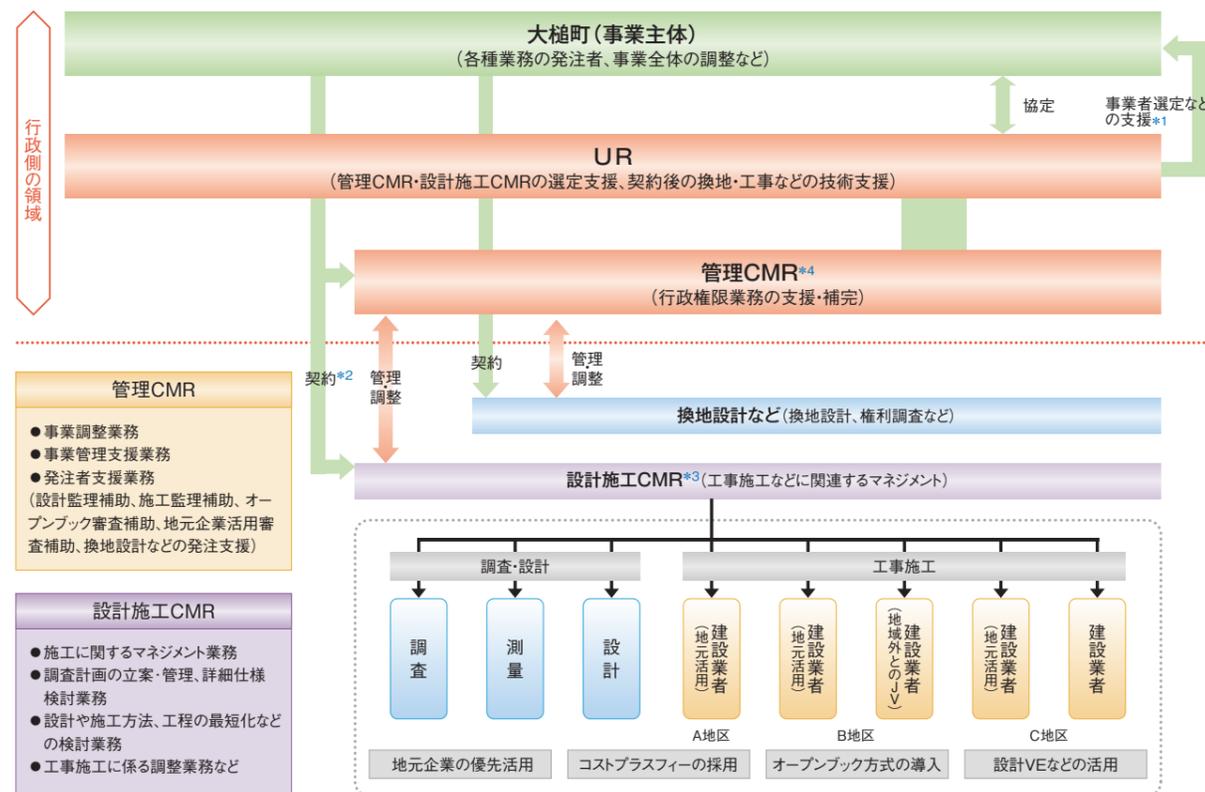
略歴
昭和62年東京大学工学部土木工学科助手、平成4年同学科助教授、平成9年建設省土木研究所建設マネジメント技術研究センター主任研究員、平成11年東京大学新領域創成科学研究科助教授を経て、平成16年より現職。国土交通省中央建設業審議会委員、発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会委員長(国土交通省)、前土木学会建設マネジメント委員会委員長、などを務める。専門は、建設マネジメント。

発注者支援方式の導入

被災した自治体では、全国から派遣されている応援職員の支援を受け自ら復興事業を実施していたが、被災の大きい自治体では、技術職員の不足により工事発注に支障が生じることが懸念されていた。そのため、URは事業全体を受託するフルパッケージ型の支援に加え、国や地方自治体からこれら工事発注業務に対する支援も求められた。

そこで、これらの要望に効率的に対応するため、被災自治体が直接実施する事業について、工事施工や実施体制などの枠組みづくりに加えて、技術者不足を補うために行政権能の一部を補完する業務の実施者(管理CMR)や工事施工業者(設計施工CMRなど)の選定手続きを支援する『公共団体発注支援型』による支援を実施することとした。具体的には、工事費の積算、発注関

連図書の作成、技術提案審査など、技術力と中立性を要する発注手続支援を行っている。第1号として岩手県大槌町と平成25年3月「工事発注支援に係る相互協力協定」を締結、9月には復興整備事業の工事施工などに関する一体的業務について契約相手方が決定した。このほか、宮城県石巻市と平成25年9月に相互協力協定を締結、12月に契約相手方が決定している。



- URが支援を行い(*1)、事業主体である大槌町が管理CMR、設計施工CMRを選定(*2)
- 設計施工CMRは、工事に関する調査、測量、設計および工事を一括して実施(*3)
- 管理CMRは、不足する大槌町の職員業務を支援、補完(換地設計等業務の発注支援を含む)(*4)
- URはCMRの選定、契約などの技術支援を実施することで、円滑で迅速な事業推進をサポート

発注者支援方式による発注実績

市町村	地区名	CMタイプ	契約	受注者
大槌町(岩手県)	浪板、吉里吉里、赤浜、安波、小枕・伸松	管理CM	H25.8.16	日本工営・吉田測量・防災技術・日本シビック・玉野総合JV
		設計施工CM	H25.9.18	前田・日本国土・日特・バスコ・応用地質JV
石巻市(宮城県)	北上、河北、雄勝、牡鹿の総合支所管内石巻地区半島部	管理CM	H25.12.20	昭和・オオバ・URリンケージJV
		施工CM	H25.12.23	清水・奥村JV

設計・施工一括発注方式(災害公営住宅)

設計・施工一括発注方式について

災害公営住宅については、自治体からの要請に基づき、これまでURが住まいづくりの専門機関として培ってきたノウハウを生かし、地域の特性に応じた住宅の提案、建設を進めているところである。設計および建設工事の実施に当たっては、被災者の方々の一日も早い入居を目指すとともに地元企業や地元産材の活用などに配慮し、各地区の特性に応じた最適な発注方法を検討・採用している。

「設計・施工一括発注方式」は、事業期間の短縮や民間企業が持つノウハウの活用による品質確保・コストダウンなどを目的として、設計および施工を受注者に一括発注する方式をUR賃貸住宅の建設において広く採用しているが、本方式の災害公営住宅建設工事への適用に当たり、以下に示す新たな取り組みを併せて実施している。

まず、主に木造の住宅を設計・建設する際の新たな取り組みとしては、一層の設計・施工期間の短縮を図るべく、「設計・施工一括プロポーザル方式」を採用している。本方式の採用により、

基本設計段階から民間企業のノウハウを活用することができ、近年、URにおいて設計事例のない木造住宅についても円滑に設計・建設を進めることが可能となっている。

また、島しょ部での施工のように、資材の運搬のために台船が必要など厳しい制約条件が建設スケジュールを大きく左右するケースでは、発注時期の異なる複数地区をパッケージ化し、一括受注する者を決定する方式を新たに採用した。本方式の採用により、島しょ部の複数地区における施工計画の最適化を図ることができ、建設スケジュールの遅延を防いでいる。

復興のスピード感を保つためのこうした取り組みの一方、受注者選定に当たる総合評価において、地元企業の活用や地元産材の活用といった災害公営住宅建設工事用の新たな評価項目を設定しており、地元経済の振興にも寄与している。

不調・不落対策

被災地では復興関連工事の本格化による資材などの調達難、労働者不足

やそれに伴う工事遅延、工事費の高騰が懸念されており、実際に地方自治体発注工事においては、多くの入札不調・不落案件が発生している。

災害公営住宅建設工事における主な不調・不落対策としては、①高騰する被災地の労務費および資材価格の実勢価格を把握し、より適正な予定価格の作成を目的とした「見積りの提出を求める方式」の試行実施、②入札辞退の要因となり得る監理技術者の確保困難への対策として、「建築・電気・機械・屋外等工事の総合発注」が挙げられる。

このうち「見積りの提出を求める方式」については、地域事情や現場条件からURの標準積算と乖離が予想される工種などについて、競争参加者から見積書の提出を受け、実勢価格を踏まえた予定価格を作成するもので、UR発注の全ての災害公営住宅建設工事(設計・施工一括プロポーザル方式は除く)において適用しており、不調・不落発生防止に大いに効果を発揮している。

災害公営住宅買取事業における技術支援

女川町離半島部においては、高台移転用地の造成を実施するほか、14の集落に合わせて約150戸の災害公営住宅を建設する必要があった。しかし、各集落はそれぞれ距離を置いて点在しており、体制確保などの面から、女川町、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会およびURの三者が協働する新たな仕組みを導入した。

地元建設関係企業から成る協議会が災害公営住宅を建設し、これを町に譲渡する、買取方式の災害公営住宅整備事業(買取事業)を導入するとともに、URが買取事業に係る技術支援(*)や高台整備と連携した計画・施工調整を行う。これにより、地域に即し



基礎工事の様子(出島地区)

た良質な木造戸建災害公営住宅の迅速、着実な整備を図っている。

平成26年2月には、出島地区の25戸の災害公営住宅が着工に至り、7月

の完成を予定している。他の集落においても、高台造成工事が完了次第、住宅建設が開始される見込みである。

*買取事業スキーム作成、住宅基本計画検討、設計図書・事業費・工事進捗確認、住宅引渡しに係る支援

復興の加速化に向けて

理事長代理 廣兼 周一



URは阪神・淡路大震災の復興支援当時には4900人の職員を抱え、260人体制で臨んでいた。今般の東日本大震災の復興支援に当たっては、3200人の職員に対し現時点で400人体制を取り8分の1の職員を割いているが、阪神・淡路大震災と比較にならないほど対象エリアが広く、また関係自治体の数も大変多くなっている。そのため「限られたマンパワーで、現地で要求される課題にいかにか柔軟に迅速に対応していくか」がURに課せられた最大のテーマであった。

未曾有の出来事に手探りで取り組まざるを得ない状況であり、これまでのやり方では対応できないことは明らかであった。また、工事費高騰や技術者不足から来る不調・不落も予想され、民間事業者が参加しやすく、その意欲を引き出すような仕組みも不可欠であった。

平成24年3月にパートナーシップ協定を締結した女川町において、200haを超える区画整理や離半島部での高台移転に少ないマンパワーで対応するためにCM方式を構築したことを皮切りに、CM方式を各地区に展開、現在では19地区での実施に至っている。

また、地元企業に最大限力を発揮していただくこともキーポイントである。女川町離半島部では三者協働システムを編み出し、そのほかにも、民間ノウハウ・マンパワーの活用としての「設計施工一括プロポーザル発注方式」の導入、資材不足に対応した「設計標準化の推進」、不調・不落対策としての「適切な発注条件の設定」、「見積りの提出を求める方式」などさまざまな工夫を具体化してきている。

URは、これまで培った公的主体としてのまちづくりや住宅建設・管理の知識と経験を下敷きにした総合力を発揮し、技術力に裏打ちされた実行性のある工夫につなげている。また、工事実施局面にあっては、工事監理の実施、検査部門による指導など品質管理にも目を配って取り組んでいるところである。

現時点では復興はまだ道半ばであり、また被災者の方々から見れば「進展が遅い」と感じられることもまた事実である。現状に甘んじることなく、技術やノウハウに裏打ちされた思い切った工夫を職員一人ひとりが心掛けることで、一日も早い復興に向けて少しでも貢献していきたい。

5. 復興支援体制の強化、宿舎・事務所の整備

体制強化と現地支援要員の推移

平成23年度⇒24年度
(74人⇒172人)

平成23年4月の岩手県内被災市町村の職員派遣および7月の宮城、岩手両震災復興支援事務所の設置に始まった現地支援体制は、同年度末には74人の体制となった。平成24年度からは、両支援事務所が局になり、事務1チーム、復興市街地整備、災害公営住宅整備各2チームの計5チームを配置。また、7市町に現地専任チームを配置し、従来の派遣から事業化を支援する体制を整えた。

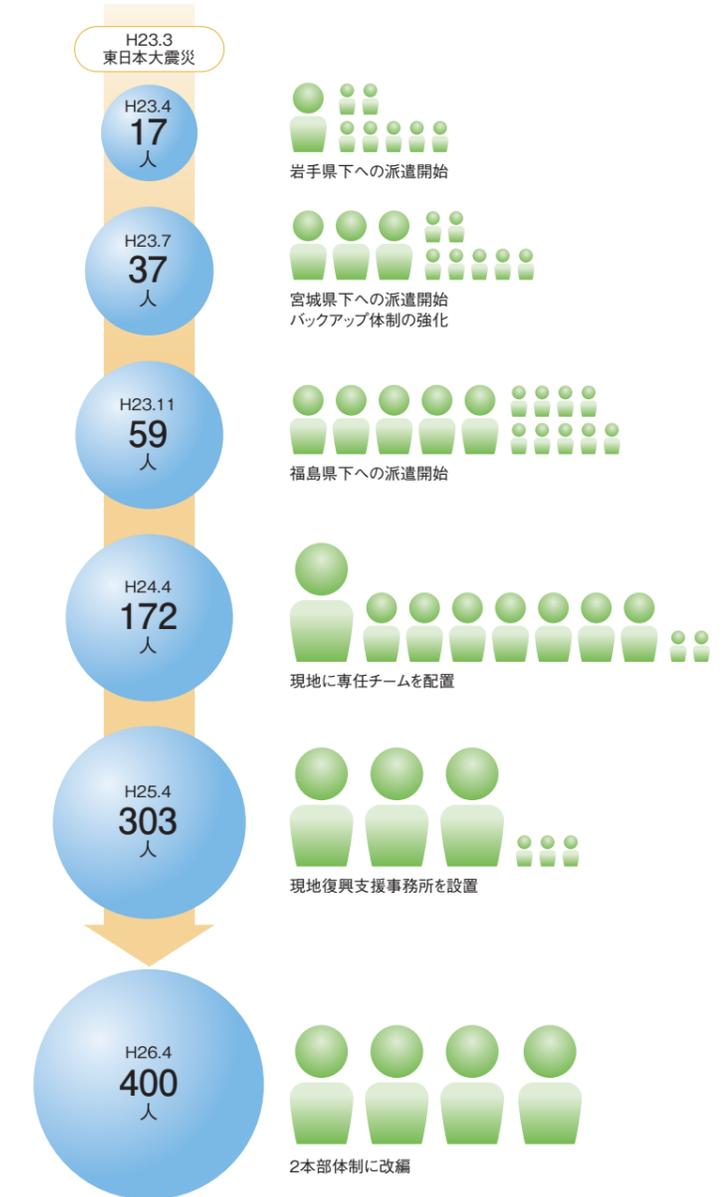
復興市街地整備では計画担当者に加え、換地や補償、工事担当者の配備、災害公営住宅整備では計画・設計担当職の配備が必要となった。

平成24年度⇒25年度
(220人⇒303人)

平成24年度172人で始まった現地支援体制は、年度途中の人員増により、同年度末には220人となった。平成25年度からは上記7市町に5市町を加えた12市町で復興支援事務所を設置、岩手県釜石市と宮城県仙台市には災害公営住宅の施工監理をする復興住宅工事事務所を設置した。また、総務経理チームを総務チームと経理チームに分離した。

平成25年度⇒26年度
(332人⇒400人)

平成25年度303人で始まった現地支援体制は、復興支援事業の本格化により、平成26年3月には332人となった。復興のさらなる加速化のため、平成26年度からは、現地復興体制を400人に強化し、各本部で迅速に意思決定できる岩手震災復興支援本部(175人)、宮城・福島震災復興支援本部(225人)の2本部体制に組織を改編した。



職員	雇用種別内訳			合計	職種別内訳		
	嘱託職員等				事務	技術	
	関連会社	OB	民間			居住	都市整備
28人	8人	1人	0人	H23.7 37人	3人	16人	18人
141人	18人	13人	0人	H24.4 172人	23人	73人	76人
259人	23人	12人	9人	H25.4 303人	34人	121人	148人
363人	18人	5人	14人	H26.4 400人	56人	163人	181人

宿舎・事務所の整備状況



地図使用承認©昭文社第53G125号



地図使用承認©昭文社第53G125号



旧女川事務所 (陸上競技場の審判記録員室を間借り。トイレの際はスタンドまで歩いた)



1 釜石職員宿舎



1 釜石事務所



2 気仙沼職員宿舎



3 東松島職員宿舎

拠点の整備

平成23年7月、岩手と宮城、両震災復興支援事務所が発足した。岩手では盛岡市内の小さなビルで、宮城では仙台市内にある仙台都市再生事務所の一角で業務を開始した。平成24年4月、人員の拡大に合わせて事務所の移転が必要となり、仙台と盛岡にそれぞれ独自に事務所を構えた。また、事業の動き出しに伴い現場拠点の整備が必須となり、一部市町村では庁舎内に執務スペースを間借りしながら、徐々に自前の事務所を設置していった。平成26年4月1日時点で、仙台および盛岡に2本部、被災自治体に12事

務所と3工事事務所(1工事事務所分室)を設置している。

宿舎の整備

被災地では住宅不足が深刻で、宿舎の確保は困難な状況だった。被災市町村への派遣職員は、平日は現地ホテル住まい、休日は盛岡や仙台の借り上げ宿舎に戻るといった生活を送らざるを得ず、冬場は凍結した危険な道路を自主運転での長距離通勤となることから、事務所近くの宿舎確保が急務となった。特に近辺に借り上げ宿舎の手配が難しい事務所を対象に、本社会計チームが中心となって、平成24年

6月には釜石宿舎、9月には東松島宿舎、平成25年3月には気仙沼宿舎を整備していった。いずれの宿舎も、現地の住環境を把握しきれない中、部資材や専門技術者などが不足している状況で、短期間で設置することが求められた。また、特に寒冷地であることから断熱材を十分に用いるなど、配慮して施工した。釜石宿舎では、周辺環境を考慮して食堂を併設し、朝晩の食事を提供できる環境を整えた。食堂の設置に当たっては、厨房設備の仕様検討や消防・保健所との調整など、通常の宿舎設置・管理業務の中では経験のない難しい課題が多くあった。

復興に向けて日々奮闘する現場職員のために

宮城震災復興支援事務所支援調整第1チーム(当時) 北根 岳巳

平成23年7月、私は、宮城震災復興支援事務所発足と同時に配属となり、最初の半年間は岩手震災復興支援事務所と兼務であった。当時は、下から突き上げてくるような余震が頻発している状況で、勤務場所の仙台長町は、道路に凹凸が残り、近所の郵便局やスーパーマーケットが営業を再開できないなど、市内のあちこちにまだ傷痕が残っていた。また、盛岡市内では、県庁の駐車場に自衛隊の車両が駐車されており、平時ではない緊張した空気が流れていたのを覚えている。

業務は、事務全般だが、特に被災市町村で勤務していた職員の苦労を目の当たりにしていたので、宿泊費・高速代・ガソリン代など必要経費の立て替え払いの精算や、毎月のように増員となる職員の宿舎、レンタカー、パソコン、携帯電話の確保がなるべく早くできるように、本

社の震災復興支援室をはじめ労務厚生チーム、会計チームと連携しながらなんとか行っていた。

年が明けて平成24年に入ると、「被災地に復興の槓音を」という希望への掛け声のもと、復興計画策定のお手伝いをしてきた各市町村と復興まちづくりの覚書や協定を締結することになり、今度は本社広報チームと連携して、現地での式典の準備、記者発表、取材対応、写真撮影など、東北では全くといいほど無名な「UR」のPRに努めた。そして、4月には組織が事務所から局となり、100人超の大幅な増員となるため、局の引越しと沿岸市町村に拠点事務所を設置することになった。業務は多忙を極めたが、心強いチームメンバーとともに事務所賃貸借契約、備品の調達、電話やLAN回線の開通など役割分担を決めて業務を行った。しかしながら、建物が津波

によって破壊された町には、賃貸オフィスなどは皆無。プレハブの事務所ができるまでの間、陸上競技場の審判記録員室で業務を行った女川事務所、寒い寒いユニットハウスで業務を行った南三陸事務所など、一定レベルの執務環境を整えるには時間を要した。

私は、どんな環境下でも志高く奮闘する職員をたくさん見ながら、どんな仕事でも「この仕事が、震災復興につながる」という強い思いで、被災されて困っている方たちのため、職員のためになるならと仕事を進めてきた。現在は、広報チームで復興支援広報を担当しているが、災害公営住宅の完成や市街地整備の進捗状況など、漏らすことなく自社媒体に記録し、同時に全国へ情報発信できるように心掛けている。

組織として、後方支援はとても重要

岩手震災復興支援事務所 支援調整第1チーム(当時) 尚樹 靖節

URから「復興支援に協力してもらえないか」と依頼を受けたのは、URを退職して8年目のときだった。もちろん不安や迷いもあったが、何より被災地のために力になりたいという使命感と、またそれに対する家族の理解を得られたことで、平成24年1月に着任を決意した。任務は現地の借り上げ宿舎物件および宿舎建設用地を確保することだった。

当時は、沿岸部のみならず岩手県全体で住宅が不足しており、物件情報収集のため、地元不動産業者と関係を築くことが必須だった。特に沿岸部においては、新規物件の建設情報をいち早く入手することが求められ、ハウスメーカーなどもネットワークを構築した。当初被災地でのURの知名度は低かったが、事業が進むにつれ信用度も上がり、次第に協力体制を得られるようになった。

釜石宿舎については、入居職員がこれまでの生活環境と大きく異なった環境にあることから、特段の配慮を要した。近辺に飲食店が少ない環境を考慮して食堂を併設し、調理師協会を通じて地元の調理師の方に朝晩の食事提供を依頼した。また、東北特有の「やませ」*がもたらすカビや冬場の強風対策に当たっては、本社会計チームと協力して説明会を開き、さらに「水抜き」の作業説明や、「入居者の手引き」の作成を行うなどして、入居職員に対してできる限り丁寧な対応を心掛けた。

円滑な事業推進には、現場の最前線で業務に従事する職員の執務環境・生活環境を整えることが不可欠である。そのような「後方支援」は地味ではあるが、本来業務を進めるに当たり非常に重要な役割を担っている。今後にも備え、平時よ

り組織として体制・制度を整え、マニュアルを整備しておくべきだと強く感じている。

*夏季に吹く涼涼潤潤な北東風



釜石宿舎の食堂

6. 震災復興支援の3年間を振り返って

震災事業の初期段階の「総括」が重要

震災復興推進役 小山 潤二



東日本大震災が発生してから3年が経過し、UR都市機構の震災復興支援事業は、復興市街地整備事業、災害公営住宅整備事業とも最盛期を迎えようとしている。この3年間の復興支援の経緯は第2章で詳細に述べられているが、おおむね3つの段階で行われてきた。

第1段階は、被災自治体の復興計画策定の支援で、要請のあった自治体にUR職員2人を派遣するかたちで行った。しかし、各自治体によって差はあるが、実務レベルまでUR職員派遣の趣旨が理解されていないこと、「派遣」という立ち位置の曖昧さなどにより、計画策定以外の雑務的業務に従事した職員もいて、計画にURの意思を十分に反映できたとは言い難い。

第2段階は、事業実施を前提にした復興市街地整備の事業計画策定受託、災害公営住宅の基本計画検討の段階である。この段階に至ってURの役割が明確になるとともに、現地に事務所を設置しURの業務の実施体制も組織的なものになった。しかし、前提となる市町の計画の精度の粗さ、不十分な現地の条件の把握などにより、計画の大幅な修正が必要な場合も多々あった。

第3段階は、事業実施の段階である。市街地整備については事業受託方式、災害公営住宅建設については買取方式での事業実施である。この段階でURの事業の実施体制は大幅

に拡充されたが、事業量との対応でいうとマンパワーは不足していた。そのため従来とは異なる業務方式を採用し、民間のマンパワーを最大限活用するなどの工夫が必要となり、市街地整備においてはCM方式、災害公営住宅建設においては基本実施設計・施工一体発注方式などが導入された。これから、これらの方式を駆使して、事業のコスト管理とスケジュール管理がURの大きな課題となる。また、ハードな事業にとどまらず、総合的なまちづくり、家づくりに積極的に取り組むことが重要である。それを成し遂げてはじめてURは広く評価されたいと考えている。

復興事業は、URが関与していない事業も含めて総体的に初期の段階から事業最盛期に移行した。しかし、この初期段階の「総括」をURだけではなく、国、県、被災自治体、被災住民など関係者の間で、記憶が鮮明なうちに十分に行うことが重要である。復興事業の内容やスピードは初動期の対応で決まると言うべく、将来確実に起きるといわれている大規模災害の復興に資するためにも…。

終わりに、この機会に改めて、3年間東北の厳しい業務環境、居住環境の中で奮闘してくれたUR職員の皆さんに心からお礼を申し上げます。また、復興の現場を直接的、間接的に支援、協力をいただいた本社をはじめ各支社・本部の皆さんに感謝を申し上げます。

多くの方々への感謝と組織としての継承

前宮城・福島震災復興支援局長 茂木 貴志



平成23年7月に着任し、2年9カ月復興支援に携わりました。振り返ると、最初に被災地に接した際の感覚が鮮明によみがえってきます。あまりにも甚大な被災状況に言葉を失ったこと。全てが失われた状況に復興への使命感がかき立てられ身が引き締まる思いがしたこと。今、URが復興事業を加速させていると評価してもらえる状況まで至ったこと、在任中に災害公営住宅の入居にこぎ着け被災者の笑顔に出会えたことに、復興支援の第1走者として安堵と喜びを感じています。

ここに至るまでには多くの方々のご協力がありました。URに期待を寄せ、ともに尽力していただいた公共団体の方々、CM方式などの新しい試みに積極的に対応していただいた民間会社の方々、そしてノウハウと使命感にあふ

れる仕事ぶりで活躍してくれたUR職員の面々も含め、関係した全ての皆さまに感謝申し上げます。

ただ復興はいまだ道半ばです。一刻も早い完成に向け、地元からURに寄せられる期待はますます高まっています。さらに復興を加速化し期待に応えられるよう、また超高齢化社会と人口減少に直面する我が国のモデルとなり、東北らしい地域の輝きを取り戻す復興が実現できるよう、現地のUR職員の皆さまにはソフト面での展開も含め、より一層の奮闘をお願いします。

また、今後想定される大災害時にもURが被災地の期待に応え得るには、ノウハウと遂行力を組織として継承していくことが重要と痛感しています。復興の当事者の一人として、この面でもお役に立てればと思います。

持続するまちづくりを進め、地元経済を活性化

前岩手震災復興支援局長 佐々木 功



大震災直後に私に電話があったのが3月下旬のことでした。私の出身地の岩手県から支援要請が出そうで、至急現地に行くようにと。秋田空港から盛岡入りしたのが4月2日で、翌日から支援依頼のある7市町村を巡りました。4月1日の岩手県知事の関係省庁への緊急要望の具体事項のトップに国およびURの支援強化が掲載されて、連休前には、各役場にUR職員2人を派遣して、役所の復興計画策定支援に最初から携わりました。この迅速さが、URの被災地での関係構築に役立ち、現在、宮古市から陸前高田市までの主だった市街地で、URが市街地整備事業を包括的に受託しております。

岩手県下のURが支援する復興事業は、現在まで、横一線で、大筋、工程表通りに進行中です。これは、地元の結束力の固さ、粘り強さが背景にあると感じておりますが、URのニュータウン事業の経験(特に経験則)、組織

力も貢献したとよく耳にいたします。受託事業における市町役所とURのパートナーシップ形成については、合意形成や計画設計などのまちづくり業務を通じて、また定例会などへのURの参画などを通じて強化されています。

私が、復興支援業務を通じて基本的スタンスとしたことは、第1に市町のまちづくりのパートナーであること。第2に見えざる復興時計を常時意識してスピード化に切磋琢磨すること、第3に地域に根差した持続するまちづくりを進めること、第4に地元経済活性化に貢献することです。そして、講演会や新聞取材を通じて、地元にかかれたURの姿勢や取り組みを強調させていただきました。

復興まちづくりもハード面からソフト面へと重点が移行してはいますが、一日も早い今後のさらなる復興事業の円滑な進捗を関係者の一人として期待しております。

被災地産直品販売、Tシャツ、義援金など

被災地産直品販売

URでは、さらなる被災地支援を検討し、UR賃貸住宅やURが開催するイベント内での被災地産直品販売の提案を行ってきた。

URが現地に設置した各震災復興支援局（当時）を通じて地元自治体などに打診したところ、福島県観光交流局県産品振興戦略課（福島フードライブ）および岩手もりおか復興ステーション（SAVE IWATE）から実施の意向が示され、平成24年度は西上尾第一団地（埼玉県上尾市）ほか計6団地の青空祭りなどで出店いただいた。

平成25年度には、岩手もりおか復興ステーションのほか遠野まごころネットが加わり、新所沢けやき通り団地（埼玉県所沢市）ほか計11団地の夏祭りや青空祭りなどに出演いただき、特産品である和グルミや南部せんべい、復興ぞうきんなどが販売された。

出店者からは、震災後2年を経過してもなお復興には遠い被災地の現状を広く皆さんに知ってほしいという声があった。また団地にお住まいの方からは、震災当時の様子や被災地の現状などを聞くことができよかったですといった声があった。

また、茨城県つくば市でURが主催した「チビッコ研究学園祭」のイベントでは、復興庁後援のもと「結の場 いしのまき復興マルシェ」を同時開催し、石巻市内の水産加工業者8社に出店いただいた。



URが作製したオリジナル復興支援Tシャツ

復興支援Tシャツ

より被災地と一体となって復興支援に取り組んでいくため、現地職員は積極的に地元イベントへ参加しており、その際に着用することを目的にオリジナル復興支援Tシャツを作製した。Tシャツの背面には「けっぱっぺし がんばっぺし がんばっぺ」と、それぞれ岩手県、宮城県、福島県で「がんばろう」を意味する方言がデザインされており、地元の方々に溶け込み、まちを盛り上げる一助となっている。



Tシャツを根本復興大臣へ

義援金

被災者の方々への救援および今後の復興に役立てていただけるよう、UR

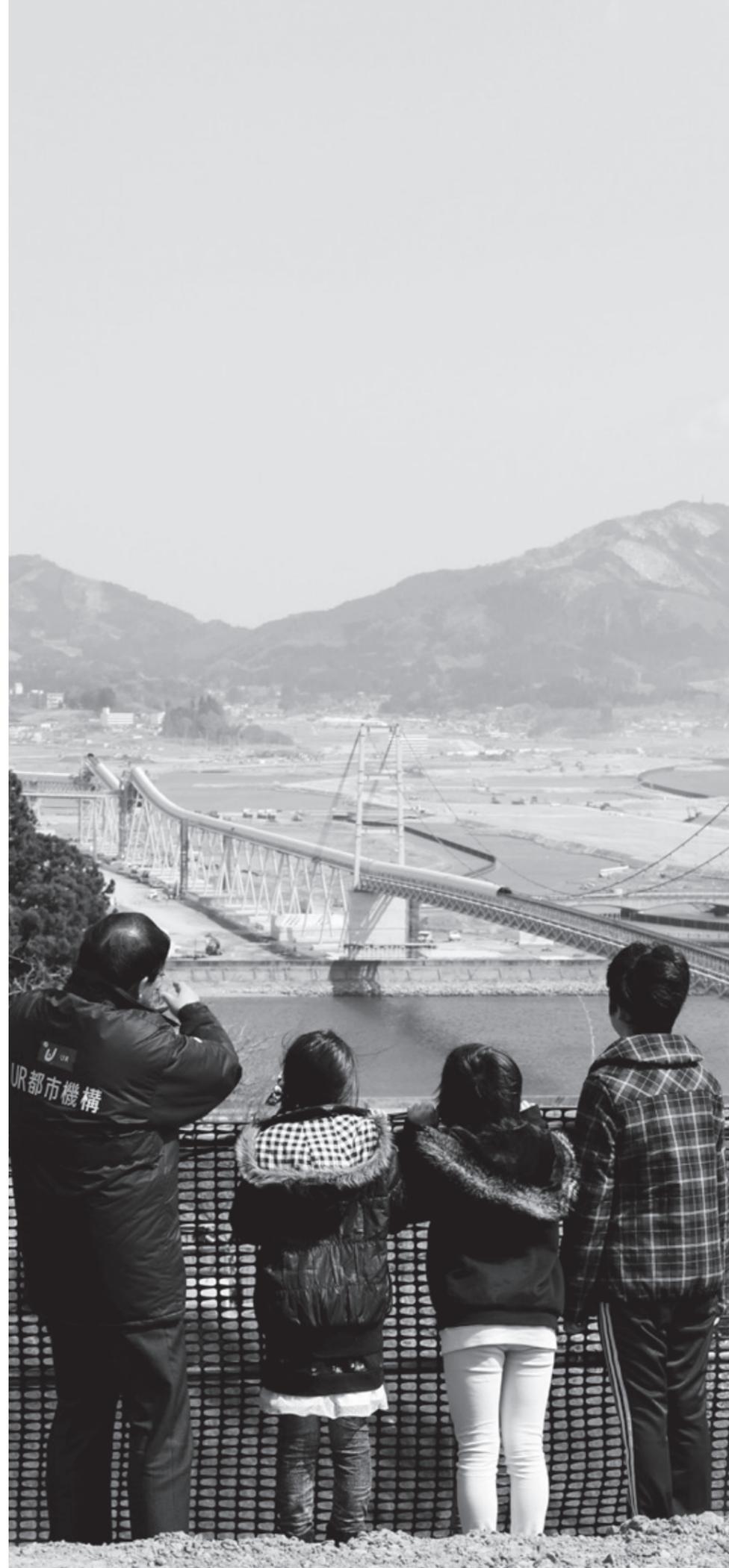
においても義援金の募集を行い、882万4891円を日本赤十字社を通じて送金を行った。



「岩手もりおか復興ステーション」の皆さま



「結の場 いしのまき復興マルシェ」販売ブース



第3章

復興まちづくり 概要 (22自治体への支援事業)